

00599

鳥取県令

訓令

鳥取縣訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 課 長
各 勞 政 事 務 所 長

縣の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

昭和二十四年一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程

第一條 縣の執務時間は、日曜日及び休日を除き毎日午前八時十五分から午後五時までとする。

第二條 縣職員の勤務時間は、前の規定による時間とし、午十二時から四十五分間を休憩時間とする。

第三條 現業その他特別の事務を所掌する府所の執務時間及び、これに勤務する縣職員の勤務時間については、所屬長は知事の承認を得て別に定めることができる。
附 則
この規程は公布の日からこれを施行する。

号
二十四年一月一日
外
土

前田余任

昭和二十四年一月一日
鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣公報

昭和二十四年一月一日
号 外

土曜日

◆選挙告示第十二號

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員の總選挙に
鳥取縣選挙區において立候補の届出をした者は次のとお

りである。

昭和二十四年一月一日
衆議院議員總選挙鳥取縣選挙區選挙長 太田英雄

届出月日	議員候補者氏名	黨派	業	性別	生年月日	住	所
昭和二十三年十二月三十一日	足鹿 覺	日本會黨	農	男	明治三十七年十一月二十八日	鳥取縣米子市灘町三丁目一	
昭和二十四年一月一日	後藤 礼子	親米博愛會 勤勞黨	社會事業家母子寮及 引揚者無料宿泊所經營	女	大正二年二月十六日	東京都豊島區長崎町一丁目 四三番地	

昭和二十四年一月一日
昭和二十四年四月十五日